

## 公立大学法人広島市立大学特任職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

平成24年6月28日

規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学特任職員就業規則（平成24年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「特任職員就業規則」という。）第18条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の特任職員の勤務時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 特任職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（日曜日から土曜日までとする。）について38時間45分とする。

2 前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分（以下「正規の勤務時間」という。）を割り振るものとする。

(始業時刻等)

第3条 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 始業時刻 午前8時30分

(2) 終業時刻 午後5時15分

(3) 休憩時間 午後零時から午後1時までの間

2 職務遂行上の事由等により、前各項の規定により難しいときは、勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第4条 業務運営上必要があると認められる場合には、勤務時間の全部又は一部について、通常の勤務場所を離れて勤務することを命じ、又は許可することができる。

2 特任職員が前項の勤務を命ぜられ、又は許可されて勤務した場合において、当該勤務の勤務時間を算定し難しいときは、当該勤務日の正規の勤務時間を勤務したものとみなす。

(週休日)

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同

じ。)とする。

(週休日の振替等)

第6条 週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、あらかじめ第2条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定により割り振ることをやめることとなる4時間の勤務時間(以下この条において「半日勤務時間」という。)は、同項に規定する期間内にある勤務日のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続する勤務時間とする。

3 理事長は、週休日の振替(第1項の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同項の規定により、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 理事長は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、特任職員に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(休日)

第7条 休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(広島市立大学学則(平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号)第18条第3項の規定により全学的に授業を行うと年度(4月1日から

翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)の初めに学長が認めた日(以下「全学休日授業実施日」という。)を除く。)

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に定める休日を除く。)
- (3) 8月6日
- (4) 理事長が別に定めた日(同一年度内において、全学休日授業実施日の日数と同じ日数とする。)

2 特任職員は、前項に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第8条 休日である第2条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された特任職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。

4 理事長は、特任職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(時間外勤務等)

第9条 業務上の必要がある場合には、労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条に規定する手続を経て、この規程で定める所定の勤務時間を超え、又は第5条の週休日若しくは第7条の休日に勤務を命じることがある。

(休暇の種類)

第10条 特任職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

(年次有給休暇)

第11条 年次有給休暇は、年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度にお

いて、次の各号に掲げる特任職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 当該年度の中途において新たに特任職員となる特任職員 その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数
  - (2) 当該年度の中途において雇用期間が満了する特任職員 その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数
  - (3) 当該年度の中途において雇用期間を更新した特任職員 その者の当該年度における在職期間（当該年度における最初の雇用開始日から雇用期間を更新した後の当該年度における雇用期間の末日までの在職期間をいう。）に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数から当該年度において前2号の規定により付与された日数を除いた日数
  - (4) 前3号に掲げる者以外の者 20日
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を超えない範囲内で、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
  - 3 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間（理事長が認める場合に限る。）とする。
  - 4 年次有給休暇は、特任職員があらかじめ請求する時季に取得させるものとする。ただし、特任職員が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが業務の正常な運営を妨げる場合は、時季を変更して取得させることができる。
  - 5 前項本文の規定にかかわらず、1年度において10日以上年次有給休暇が付与された特任職員に対しては、当該特任職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、年次有給休暇日数のうち5日（前項の規定により取得した日数（1日又は半日のものに限る。）があるときは当該日数（5日を超える場合は5日）を減じる。）について、あらかじめ時季を指定して年次有給休暇を取得させるものとする。

（病気休暇）

第12条 病気休暇は、負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）のため、90日の範囲内において医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間（当該期間中の週休日及び休日を含む。）とする。ただし、病気休暇の期間の末日は、当該特任職員の雇用期間の末日を超えることはできない。

- 2 前項ただし書の規定により病気休暇の期間の末日を当該特任職員の雇用期間の末日としている場合において、当該特任職員の雇用を更新した場合には、90日を

限度として病気休暇の期間を延長することができる。

3 前項の病気休暇は、有給とする。

(病気休暇の単位)

第13条 病気休暇は、1日を単位として受けることができる。

(病気休暇の期間の給料等の取扱い)

第14条 公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程（平成24年公立大学法人広島市立大学規程第38号。以下「特任職員給与規程」という。）第13条第3項第1号の規定の適用については、病気休暇を受けた期間（業務上の災害又は通勤による災害（以下「業務災害等」という。）のため病気休暇を受けた期間を除く。）は、同号に規定する勤務しなかった期間に該当するものとする。

(雇用期間の更新の取扱い)

第15条 雇用期間の満了時において、既に受けた病気休暇の期間が90日に達しないことをもって、雇用期間の更新が保障されるものではない。

(業務災害等の場合の取扱い)

第16条 特任職員が業務災害等のため病気休暇を受けている期間については、給与は支給しない。

2 公立大学法人広島市立大学見舞金等支給規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第59号。以下「見舞金規程」という。）第13条第3項の理事長が定める事由は、業務災害等のため病気休暇を受けている場合（次項に定める場合を除く。）とする。

3 業務災害等のため病気休暇を受けている場合で給与の一部を受けるときにおいて特任職員の受ける給与の額が見舞金規程第13条第3項の規定の例により算出した額に満たないときは、当該満たない額に相当する額を同項に規定する休業等補償金として支給する。

(特別休暇)

第17条 特別休暇は、別表第2のとおりとする。

2 前項の特別休暇は、有給とする。

(介護休暇)

第18条 介護休暇は、特任職員（介護休暇を開始しようとする日から6月以内に労働契約の期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかな特任職員を除く。）が別表第3の介護休暇の対象となる者で負傷、疾病又は老齢により、原

則として2週間以上（医師の診断書に記載されている治療予定期間が1週間以上の場合を含む。以下同じ。）の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護をする場合における休暇とする。

- 2 介護休暇は、要介護者1人につき、当該要介護者に係る最初の介護休暇取得の日から起算して1年に達する日までの間においては6か月、同日後においては1年を通じて（同日の翌日を起算日とする1年間をいう。以下同じ。）3か月の期間内（特任職員の雇用期間の範囲内とする。以下同じ。）において、申出により取得することができる。
- 3 介護休暇は、前項の規定により申出をした当該要介護者に係る介護休暇の期間とあわせて、当該要介護者に係る最初の介護休暇取得の日から起算して1年に達する日までの間においては6か月、同日後においては1年を通じて3か月の期間内であれば、再び申出をし、又は期間の延長を行うことができる。
- 4 介護休暇の単位は、1日若しくは半日又は1時間とする。
- 5 介護休暇は、申出をした期間内において、連続又は断続して取得できるものとする。
- 6 介護休暇を1時間単位で取得する場合は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間を取得して勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間を取得して勤務しない時間を減じた時間）の範囲内で取得できるものとする。
- 7 第2項から前項までに規定する介護休暇の期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の例により計算するものとし、日を月に換算する場合は、30日をもって1か月とする。
- 8 雇用期間の満了時において、既に受けた介護休暇の期間が3か月（最初の介護休暇取得の場合は6か月）に達しないことをもって、雇用期間の更新が保障されるものではない。
- 9 介護休暇は、無給とする。

（介護時間）

第18条の2 介護時間は、特任職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする状態にある期間を限度として、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前条第2項の規定により必要と認められた期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であ

ると認められる場合における休暇とする。

2 公立大学法人広島市立大学特任職員の育児休業等に関する規程（平成24年公立大学法人広島市立大学規程第37号。以下「特任職員育児休業規程」という。）第9条第1項による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業に規定する部分休業を取得して勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業を取得して勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、特任職員給与規程第8条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、特任職員給与規程第12条に規定する特任職員給与規程第8条に係る勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（子育て部分休暇）

第18条の3 子育て部分休暇は、特任職員が小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、年度ごとに、次のいずれかに掲げる範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき特任職員の1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内

3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇は、30分を単位として行うものとする。

4 特任職員育児休業規程第9条第6項の規定は、第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇について準用する。

5 第18条第9項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

（病気休暇、特別休暇介護休暇及び介護時間の手続等）

第19条 病気休暇及び特別休暇（別表第2第8項、第12項及び第13項の休暇を除く。）を受けようとする特任職員は、あらかじめ理事長の承認を受けておかなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ承認を受けておくことができなかつた場合には、その事由消滅後速やかにその事由を付して理事長の承認を受けなければならない。

- 2 別表第2第8項、第12項及び第13項の特別休暇は、あらかじめ理事長に対し申し出なければならない。また、別表第2第8項の休暇を申し出た特任職員が出産したときは、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。
  - 3 特任職員は、病気休暇又は特別休暇の承認を受けるに当たり、引き続き6日（週休日、休日及び代休日を含む。以下同じ。）を超える場合又は引き続き6日を超えないが理事長が特に必要があると認める場合には、医師の診断書その他その事由を証明するに足る書面を提出しなければならない。
  - 4 介護休暇又は介護時間を受けようとする特任職員は、あらかじめ理事長に当該休暇の申出を行うものとする。
  - 5 介護休暇又は介護時間を受けようとするときは、原則として2週間以上の期間について、介護が必要な期間を一括して請求するものとする。
  - 6 理事長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認める場合には、証明書類の提出を求めることができる。  
（子育て部分休暇の手続等）
- 19条の2 子育て部分休暇の請求をしようとする特任職員は、年度ごとに、あらかじめ、第18条の3第2項各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該年度における子育て部分休暇を請求するかを理事長に申し出なければならない。
  - 2 前項の規定による申出をした特任職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該特任職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生ずると認められる特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
  - 3 第1項の規定による申出をした特任職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。
  - 4 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた特任職員が別表第2第8項の休暇を取得した場合、当該特任職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該特任職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
  - 5 理事長は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇の承認を受けた特任職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 子育て部分休暇の承認を受けた特任職員が第2項の規定による変更をしたとき。

6 前条第6項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、特任職員の勤務時間等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第2第4項の規定は、期間の初日がこの規程の施行の日以後である特任職員の結婚に係る特別休暇について適用し、期間の初日が同日前である休暇については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(特別休暇の特例)
- 2 施行日から令和12年3月31日までの間、別表第2第10項に規定する休暇（特任職員の妻の出産に限る。）については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる子の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間又は時間とする。
  - (1) 第1子 特任職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、3日（特任職員の妻の出産の日の翌日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間に、週休日、休日及び代休日を含め1週間以上の連続する休暇（別表第2第10項に規定する休暇及び年次有給休暇に限る。）を計画的に取得する場合にあっては、7日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
  - (2) 第2子以降 特任職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、7日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

附 則

この規程は令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

在職期間	日数
1か月に達するまでの期間	2日
1か月を超え2か月に達するまでの期間	3日
2か月を超え3か月に達するまでの期間	5日
3か月を超え4か月に達するまでの期間	7日
4か月を超え5か月に達するまでの期間	8日
5か月を超え6か月に達するまでの期間	10日
6か月を超え7か月に達するまでの期間	12日
7か月を超え8か月に達するまでの期間	13日
8か月を超え9か月に達するまでの期間	15日
9か月を超え10か月に達するまでの期間	17日
10か月を超え11か月に達するまでの期間	18日
11か月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第17条関係）

事由	期間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間又は時間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間又は時間
3 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等	その都度必要と認める期間又は時間
4 特任職員の結婚（婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係となると理事長が認める場合を含む。）	6日を超えない範囲内で必要と認める期間。
5 特任職員が不妊治療を受ける場合	1年度において5日（体外受精その他の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合にあつては10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間
6 妊娠中又は出産後1年以内の女性特任職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回

<p>査を受ける場合</p>	<p>(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認める時間</p>
<p>7 妊娠中の女性特任職員がつわり等の妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認める場合</p>	<p>14日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間</p>
<p>8 特任職員の出産</p>	<p>医師又は助産師等の証明に基づき出産の予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間</p>
<p>9 女性特任職員の生理</p>	<p>女性特任職員が請求した期間。ただし、2日以内とする。</p>
<p>10 妻等の出産(子(妻の子を含む。以下この項及び備考第3項において同じ。)又は子の配偶者にあつては、第2子以降の子に係る出産に限る。)</p>	<p>妻等が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、3日(特任職員の妻の第2子以降の子に係る出産にあつては5日)を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間</p>
<p>11 特任職員の配偶者が出産する場合であつて当該出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産に係る子が1歳に達する日までの期間において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合</p>	<p>5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間</p>
<p>12 子(配偶者の子を含む。)を養育する特任職員又は孫(子の子をいう。)</p>	<p>子の場合にあつては1年度においてその子1人当たり5日を超えない範囲内</p>

<p>を有する職員が、次の各号に掲げるその子又はその孫（以下この項において「その子等」という。）の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行為を行う場合</p> <p>(1) 中学校就学の始期に達するまでのその子等 その子等の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話、予防接種若しくは健康診断を受けるその子等の世話又は感染症の予防のために臨時に休業となった学校等若しくは学校等の行事の実施に伴い休業となった学校等に在籍するその子等の世話を行うことをいう。）又はその子等が在籍し、若しくは在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p> <p>(2) 中学校就学の始期から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるその子等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者に限る。） その子等の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けるその子等の世話を行うことをいう。）</p>	<p>でその都度必要と認める期間又は時間。孫の場合にあつては1年度において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間</p>
---	--

<p>13 第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をを行う場合</p>	<p>1年度においてその者1人当たり5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間または時間。ただし、1人のために取得できる上限は10日とする。</p>
<p>14 忌引</p>	<p>別表第4に定める期間内において必要と認める期間</p>
<p>15 父母、子又は配偶者等（配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして理事長が認める者をいう。以下この表において同じ。）の祭日</p>	<p>慣習上、父母（祭具等を承継した配偶者の父母を含む。）、子、配偶者又は父母の配偶者（祭具等を承継した場合に限る。）の法事等を行う場合には、1日以下。ただし、遠隔の地に赴く場合には、往復の日数を加算することができる。</p>
<p>16 あらかじめ計画された能率増進計画の実施</p>	<p>計画の実施に伴い必要と認める期間又は時間</p>
<p>17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限若しくは遮断又は入院</p>	<p>その都度必要と認める期間又は時間</p>
<p>18 風水震火災その他の天災地変による特任職員の現住居の滅失若しくは損壊した場合又は特任職員及び当該特任職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合</p>	<p>1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間</p>
<p>19 風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間又は時間</p>
<p>20 風水震火災その他の災害時において、特任職員が退勤途上における身</p>	<p>その都度必要と認める期間又は時間</p>

体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
21 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）等による健康診断を受ける場合	その都度必要と認める期間又は時間
22 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項又は第27条第2項の認定を受けている特任職員が健康保持のため休養する場合	1年度において6日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

備考

- 1 この表に示す期間は、その期間中の週休日、休日及び代休日を含む。
- 2 この表において、配偶者又は妻は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 3 この表において、妻等とは、特任職員の妻、子又は子の配偶者をいう。
- 4 この表において、第2子以降の子に係る出産とは、既に1人以上の同居の子（配偶者の子を含む。）を持つ妻等が出産することをいう。

別表第3（第18条関係）

要件	介護休暇の対象となる者
特任職員との同居を要件としない者	配偶者等（配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして理事長が認める者をいう。以下この表において同じ。）
	父母
	子
	配偶者等の父母
	祖父母
	孫
	兄弟姉妹
特任職員との同居を要件とする者	父母の配偶者
	配偶者等の父母の配偶者
	子の配偶者
	配偶者等の子

備考

- 1 同居とは、実際に生活を共にしていることをいい、単に扶養関係があるという場合や通いで介護をする場合等は「同居」とみなさない。なお、特任職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等は含むものとする。
- 2 この表において、配偶者は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

別表第4

死亡した者	日数
配偶者等（配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあるものとして理事長が認める者をいう。以下この表において同じ。）	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（特任職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（特任職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者等の父母	3日（特任職員と生計を一にしていた場合又は配偶者等の父母の死亡の場合で配偶者等が祭具等の承継を受け、かつ、葬儀等を行う場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者等の子	1日（特任職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母	1日（特任職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹	1日（特任職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

備考

- 1 この表に示す日数は、その日数中の週休日、休日及び代休日を含む。
- 2 この表において、配偶者は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 3 葬儀のため遠隔の地に赴く場合には、往復の日数を加算することができる。
  - (1) 祝日法第2条に規定する昭和の日、憲法記念日、みどりの日若しくはこどもの日又は祝日法第3条第2項の規定により休日となる日（当該日が昭和の日又はこどもの日に連続する場合に限る。）
  - (2) 祝日法第2条に規定する敬老の日、祝日法第3条第3項の規定により休日となる日及び祝日法第2条に規定する秋分の日が連続する場合におけるこれらの日のいずれかの日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日のいずれかの日